

資料1

平成18年度事業実績報告書(案)

社会保険庁



目 次

I. 平成 18 年度の事業の概況	1
------------------------------------	---

II. 平成 18 年度に達成すべき目標に関する実績	9
---	---

1. 適用事務に関する事項

- (1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。 10
- (2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。 18
- (3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。 21

2. 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。 24
- (2) 国民年金保険料について、納付督促、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率（過年度分を含めた納付率）の向上を図る。 29

3. 保険給付事務に関する事項

- (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。 36
- (2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。 40
- (3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。 44

4. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。 48
- (2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。 51

5. 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。・・・ 5 2
- (2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。・・・ 5 5
- (3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。・・・ 6 2

6. 業務全般に関する事項

- (1) ・サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。
・利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。・・・ 6 5
- (2) 予算執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。・・・ 6 6
- (3) 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。・・・ 6 7
- (4) 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。・・・ 6 8

「事業実績報告」と「実績評価」について・・・ 7 1

I 平成18年度の事業の概況

1. はじめに

平成18年度は、平成16年7月から社会保険庁の改革を始めて3年目の年である。この間、「緊急対応プログラム」から「業務改革プログラム」へ逐次改定しながら、①国民サービスの向上、②予算執行の透明性の確保、③個人情報保護の徹底、④保険料徴収の徹底、⑤組織の改革の5本柱の改革を進めてきたところであり、改革の成果が現れつつある。

しかしながら、長い間に形成された組織体質の問題や、長い間に蓄積してきた業務運営上の問題は、社会保険庁の改革の途上において、国民年金保険料の免除等の不適正事務処理の問題や、年金記録問題として、国民の信頼を再び損ねる事態を招いた。

社会保険庁としては、年金記録問題をはじめとした諸問題に的確に対応するとともに、職員一丸となって、業務改革、意識改革及び組織改革を一層進めるなど、社会保険事業に対する国民の信頼回復に向けて全力をあげて取り組むこととしている。

(1) 国民年金保険料の免除等に係る事務処理の問題について

平成18年の通常国会における「ねんきん事業機構法案」及び「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」の審議の時期に、各地の社会保険事務局・事務所において、国民年金保険料の免除等に係る事務処理について、国民年金法等に定める手続きに反する多くの事例があったことが明らかになった。

これは、平成17年秋頃から、多数の社会保険事務局・事務所において、国民年金保険料の長期未納者のうち、市町村から得た所得情報により、免除基準に該当していることが判明している者に対し、給付督促をしても納付がなく、免除申請書の提出もない場合に、社会保険事務所の方で、本人意思を確認せず又は電話で確認しただけで、本人の申請書なしに免除手続きを行う等の不適正事務処理を行ったものである。

社会保険庁では、この事案について平成18年5月から8月にかけて、3次にわたる調査報告書を取りまとめるとともに、厚生労働省においても厚生労働大臣政務官主宰の「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会」が開催され、同年8月に報告書の取りまとめが行われた。

これらの事案は、国民年金保険料の収納対策として、各事務局・事務所ごとに納付率の目標を設定した中で、未納者を免除にすれば保険料納付率の分母から外れることから、納付率の数字を上げようとしたものであり、また、対象は免除基準に該当する者であり、免除手続きをすれば将来年金給付の国庫負担分が支給され、本人

の利益になるなどして、一般的に違法性の認識が薄いものであった。さらに、背景には、事務局・事務所ごとに独自の事務処理を行ってきた組織風土があった。

これらは、事務局・事務所において法令遵守意識等が不足するとともに、業務の標準化・統一化が不十分であり、また、チェックシステムの不備など、構造的な問題によるものであった。

このため、社会保険庁としては、

- ① 外部からの法令違反通報窓口の設置、法令遵守委員会の機能強化、法令遵守のための研修の充実等を行い、法令に基づいて業務を行う「法令遵守の意識の徹底」
 - ② 統一的で詳細な業務マニュアルや情報共有のシステム等を整備し、事務局・事務所が独自の判断による事務処理を行わないようにする「業務の標準化・統一化の徹底」
 - ③ 異常な入力記録について監視するためのシステムの開発、免除等申請者の入力等の共同事務センターへの完全集約（受付と入力処理の分離）、窓口装置からの直接入力の原則禁止など「事務処理のシステム的なチェック機能の整備」
- など、各般にわたる再発防止策を講じたところであり、また、あわせて、関与した職員に対する厳正な処分を行ったところである。

(2) 年金記録問題について

今般、

- ① コンピュータ上の記録で基礎年金番号に未統合の年金記録が5千万件あること
 - ② マイクロフィルムで管理されている旧台帳の年金記録（1,430万件・36万件）の中に、コンピュータに収録されていない記録があること
 - ③ コンピュータ上の年金記録について、台帳や被保険者名簿等から、正確に入力されていないものがあること
 - ④ 保険料を納めた旨の本人の申し立てがあるにもかかわらず、保険料の納付の記録が台帳等に記録されていないケースがあること
- などの年金の記録に関する問題が明らかとなった。

こうした年金記録問題の対応策として、平成19年5月、厚生労働省及び社会保険庁では、「年金記録への新対応パッケージ」を取りまとめ、また、同年7月には政府・与党として、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」が取りまとめられた。

ここでは、

- ① 5千万件の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せの実施（平成19年12月から平成20年3月を目途）
- ② マイクロフィルムデータの磁気化・名寄せの実施（平成20年5月までを目途）
- ③ すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）（平成20年10月までを目途）

- ④、コンピューターの記録と台帳等との計画的な突合せ（進捗状況を半年毎に公表）
- ⑤ 「年金記録第三者委員会」（総務省）における記録確認
- ⑥ 巡回相談の実施、企業等における相談機能の充実等相談体制の拡充
- ⑦ 旧式の記録管理システム（レガシーシステム）の刷新、社会保障カード（仮称）の導入等新たな年金記録管理システムの構築
- ⑧ 「年金記録問題検証委員会」（総務省）における調査・検証、「年金業務・社会保険庁監視等委員会」（総務省）における監視

等の諸施策が示されており、これらを通じ、年金記録の管理について、裁定時に記録を確認することを基本とする従来の事務処理の仕組みを改め、国民が、いつでも自分の年金記録を確認できる、国民の信頼に足るシステムに再構築することとしている。

これらの対策について、厚生労働省・社会保険庁は平成19年8月、年金記録適正化実施工程表をまとめ、年金記録問題への今後の対応方針及びそのスケジュールを示したところであり、これに沿って、年金記録問題の解決に徹底的かつ迅速に取り組むこととしている。

なお、年金記録の訂正による年金の増額分について、時効により消滅した分を含めて、全額を支給するため、「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案」が平成19年5月、与党の議員提案により国会に提出され、同年6月30日に成立し、同年7月6日から施行されている。

2. 社会保険事業

社会保険事業については、徹底した業務改革を進めるべく、「緊急対応プログラム」（平成16年11月）及び「業務改革プログラム」（平成17年9月）を策定し、これらに基づき、各般にわたる改革を推進してきた。

平成18年度において、社会保険庁が実施した国民年金（以下「国年」という。）、厚生年金保険（以下「厚年」という。）、政府管掌健康保険（以下「政管健保」という。）及び船員保険（以下「船保」という。）の4制度についての業務の概況等は、以下のとおりである。

（1）業務の概況

ア 適用事務

- ① 厚年・政管健保の適用事業所数は、厚年が168万事業所、政管健保（健康保険組合が設立されている大企業は含まれない）が155万事業所となった。新規適用が、厚年8万事業所、政管健保7万9千事業所で、全喪が、厚年4万2千事業所、政管健保4万1千事業所であり、適用事業所数は増加した。

被保険者数は、厚年が3,379万人、政管健保が1,950万人となっ

た。新規資格取得が、厚年725万人、政管健保493万人であり、資格喪失が厚年645万人、政管健保456万人であり、被保険者数は増加した。

また、政管健保の被扶養者数は1,644万人であった。

- ② 一方、国年については、被保険者数（第1号被保険者及び第3号被保険者）は、3,202万人で、そのうち、被用者年金の被保険者の被扶養配偶者（第3号被保険者）は1,079万人となった。資格取得が673万人、資格喪失が753万人であり、被保険者数は減少した。

イ 保険料収納事務

- ① 厚年・政管健保の保険料については、保険料収納額は、厚年が20兆9,834億円、政管健保が6兆6,403億円であり、収納率は、厚年が98.7%（前年度より0.2%上昇）、政管健保が98.0%（前年度より0.1%上昇）であり、前年度を上回る水準となった。滞納保険料については、15,613事業所に対して差押えを行った。

- ② 国年の保険料については、コンビニ・インターネットバンキング等による保険料を納めやすい環境づくり（コンビニによる納付：749万件、インターネットバンキング等による納付：24万件）を進めるとともに、市町村から提供される所得情報を活用した強制徴収・免除勧奨の徹底等による保険料収納対策の強化を図ったところであり、未納者に対する電話督促は529万件、戸別訪問は1,626万件、最終催告状送付は31万件、差し押えは5,833件（平成19年4月以降も実施中）であった。

平成18年度の保険料納付額は、1兆9,038億円であり、平成18年度の現年度分の保険料については、納付率は66.3%（対前年度比▲0.8%）となったが、強制徴収の実績を大きく伸ばしたことから、平成18年度中に遅れて収納した分を含む平成17年度分保険料の収納率は70.7%となり、平成14年度以降初めて70%を超えたところである。

また、国年保険料の免除は376万人、学生納付特例は170万人、若年者納付猶予は37万人であった。

ウ 保険給付事務

- ① 年金給付費は、厚年が22兆2,541億円、基礎年金が13兆4,909億円、国年が1兆8,149億円となった。年金受給権者は、厚年が2,616万人、国年が2,542万人であり、年金の新規裁定件数は、厚年が167万3千件、国年が47万5千件となった。

- ② 政管健保の医療給付費は、3兆7,242億円、傷病手当金等の現金給付費は、5,516億円となった。レセプト点検における内容点検の再審査容認件数は141万件であり、被保険者1人当たりの点検効果額は、資格、外傷、内容を合計すると3,323円であり、このうち内容点検については877円（前年度より71円増）となった。

- ③ なお、平成17年度より各種保険給付について、申請されてから決定通知書等が届くまでの期間についての目標として「サービススタンダード」を設

定し、サービスの迅速化を図っているところである。

具体的には、傷病手当金等の健康保険給付は3週間以内、老齢年金及び遺族年金は2か月以内（加入期間の再確認を要しない場合は1か月以内）、障害基礎年金は3か月以内、障害厚生年金は3か月半以内と設定しており、平成18年度における達成率は、傷病手当金が92.4%、老齢基礎年金が94.7%（加入期間の再確認を要しない場合は61.0%）、障害基礎年金が89.8%等となっている。

エ 保健事業及び福祉施設事業

政管健保の健康診断等の保健事業について、全国で新たに180医療機関を健診実施機関として指定するなど、健診受診者の利便性の向上を図るとともに、適切な健診が行われるよう実施機関の監査・指導の実施に努めたところである。

一方、年金福祉施設等については、今後は保険料を投入しないこととともに、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、施設の廃止・譲渡を平成22年9月までに進めることとしている

オ 年金相談等

- ① 年金相談については、平成16年12月から実施している第2月曜日を中心とした相談受付時間の延長（午後7時まで）、毎月第2土曜日の休日相談の実施など、相談体制の充実を図った。

また、年金記録に不安や疑問を持つ方に対し、ご本人の年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、平成18年8月から社会保険事務所に専用窓口を設ける等、年金記録相談の特別強化体制を実施している。

- ② 年金個人情報の提供については、平成19年3月から、35歳になられる方を対象としたねんきん定期便（35歳通知）を開始したほか、平成18年3月から開始したインターネットを活用した年金加入記録の即時提供では、約23万件のユーザID・パスワードを発行するなど、年金個人情報の提供の充実を図った。

カ 社会保険オンラインシステムの刷新

社会保険オンラインシステムについては、平成18年3月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、①記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化、②年金給付システムのハードウェア資源の集約、③原則、一般競争入札での調達による費用の透明性の確保、④システム部門の組織強化等の見直しを平成18年度から22年度までの5年間で実施することとしている。

これにより、手作業処理のシステム化、既保有情報の活用、他の公的機関とのデータ連携等による大幅な業務効率化やシステムの運用コストの削減（約3割、約300億円程度削減）を図ることとしている。

平成18年度については、記録管理及び基礎年金番号システムのオープン化に向けた基本設計書の作成を行った。

(2) 決算及び組織人員

ア 決算

政管健保の平成18年度の単年度収支決算は、被保険者数の増加等による保険料収入の増加や老人保健拠出金の減少等により、平成15年度から4年連続の黒字で、1,079億円(医療分1,117億円)の黒字となったが、今後の収支見通し等を勘案すると、引き続き楽観できない状況である。

年金事業の平成18年度の単年度収支決算は、厚年(厚生保険特別会計年金勘定)で1兆1,021億円の歳入超過(なお、歳入においては積立金から3兆4,167億円を受け入れ。)、国年(国民年金特別会計国民年金勘定)で1,194億円の歳出超過(積立金から補足)となった。決算終了後の積立金残高は、厚年で130兆980億円、国年で8兆7,660億円となった。

国年、厚年及び政管健保の適用、保険料等の収納及び保険給付等の事業を実施する上で必要な事務に要した費用は、2,749億円であり、このうち、職員給与等の人件費が1,368億円であった。

その財源内訳は、人件費等のための国庫負担額が1,762億円、特例措置として保険料を充てた額が987億円であった。

また、年金相談等や保健事業及び福祉事業に要した費用は、1,655億円であり、保険料財源を充当した。

イ 組織人員

社会保険庁の組織は、本庁総務部・運営部、社会保険大学校、社会保険業務センター、社会保険事務局(都道府県単位の47局)、社会保険事務所・事務局内事務所(312所)であり、事務局には事務センター(47)及び年金電話相談センター(23)、事務所には年金相談センター(55)が置かれている。

社会保険事務所については、平成18年10月、東京23区中の3ヶ所を統合により廃止し、一方で、超大規模事務所の管轄地域の3ヶ所(埼玉県越谷市、千葉県市川市、東京都青梅市)に新設することとし、平成19年3月、国会の承認を得た(これら3ヶ所については、平成19年度中に開所予定)。

常勤職員については、内部ガバナンスの強化や社会保険事務所の業務体制の充実等により548人の増員を行う一方、定員合理化による814人の減員を行い、平成18年度末定員は17,099人(266名の純減)となった。

3. 社会保険庁改革

社会保険庁については、業務・組織両面にわたる抜本的な改革を着実に進めるため、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の最終取りまとめ(平成17年5月)や、厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の取りまとめ(平成17年12月)等に沿って、社会保険庁を廃止し、

政府管掌健康保険と公的年金の運営を分離の上、それぞれ新しい組織を設立することとし、平成18年の通常国会にその内容を盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律案」（以下「健保法改正法案」という。）及び「ねんきん事業機構法案」を提出した。

しかしながら、健保法改正法案は同年6月に成立したものの、「ねんきん事業機構法案」については、同法案の審議の時期に、国民年金保険料の免除等に関する不適正事務処理が明らかになったことから、継続審議となり、同年12月、臨時国会において審議未了廃案となった。

その後、同年12月に、与党年金制度改革協議会において「社会保険庁改革の推進について」により改革の方針が取りまとめられた。その方針の下、平成19年3月、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理責任を担うこととする一方、新たに非公務員型の公的新法人として、「日本年金機構」を設立することとする「日本年金機構法案」を平成19年の通常国会に提出した。同法案は、同年6月30日に成立し、社会保険庁は、平成22年1月に日本年金機構に移行することが予定されている。

（1）組織改革

社会保険庁は、廃止し、非公務員型の2つの新法人を設立する。

政府管掌健康保険の運営については、自主自立の運営による保険者機能の強化や、地域の実情を踏まえた取組みの推進を図るため、平成20年10月に国から切り離し、全国単位の公法人である「全国健康保険協会」を新たな保険者として設立する。

公的年金制度については、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、新たに非公務員型の年金公法人「日本年金機構」を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担わせる。

これらの新たな組織の下では、公的業務を担う責任を踏まえつつ、非公務員型の法人であることを最大限活かしながら、以下のとおり、職員の意識改革、サービスの向上、事業運営の効率化等を進め、国民の信頼の確保を図る。

- ① 第1は、職員が変わることである。職員は公務員ではなく民間であり、「親方日の丸」的な意識を払拭し、能力と実績に基づく人事管理を導入して職員の意識改革を徹底する。

なお、日本年金機構への移行に際しての職員の採用については、社会保険庁に在籍する職員が日本年金機構にそのまま自動的に引き継がれるのではなく、機構の設立委員が労働条件及び採用基準を決定して募集し、中立公正な人事管理の学識経験者による会合の意見を聴いた上で、その採否を決定することとしており、組織体質の一新を図る。

- ② 第2は、サービスが変わることである。例えば、親切でわかりやすいお知らせ、電話相談センターやインターネットでの情報提供など、国民のニーズ

に応じた業務運営を進め、サービスの向上を推進する。

- ③ 第3は、仕事の仕方が変わることである。旧式のコンピューターシステムの刷新、各種チェックの仕組み、事務処理の集約化、業務の民間へのアウトソーシングの積極的実施など、事業運営の効率化を推進する。

(2) 業務改革

平成19年3月、通常国会に「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は、同年6月30日に成立した。これにより、これまでの業務改革に加えて、法律改正を要する事項について以下のとおり必要な措置を講じ、新組織の発足に向けて、もう一段の業務改革を推進する。

- ① 住民基本台帳ネットワークから被保険者情報を取得することにより、未加入者への加入勧奨を充実するとともに、被保険者等の氏名・住所変更等の届出を省略できるようにする等、積極的な情報提供や簡単な手続の実現により、年金サービスの向上を図る。
- ② クレジットカードによる保険料納付の実施、大学等が学生の委任を受けて学生納付特例の申請を代行できる仕組みの導入、国民年金保険料の未納者に対し、通常より短期の有効期間の国民健康保険被保険者証の交付を可能にすること、社会保険に密接に関わる事業者（保険医療機関、介護保険事業者、社会保険労務士等）が正当な理由なく保険料を長期未納の場合には、当該事業者の指定等を認めないこととする等により、保険料収納対策の強化を図る。
- ③ 年金事務費について受益と負担の明確化等の観点から保険料を充当できることを恒久化すること、年金福祉施設の設置等の根拠規定であった「施設をすることができる」旨の規定を廃止し、新たに年金相談等の年金給付に関連する事業についての規定を整備すること等により、効率性・透明性が確保された予算執行の確立を図る。

なお、船員保険事業については、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成19年4月成立）により、平成22年1月に職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合し、見直し後の船員保険の運営主体を全国健康保険協会とすることとされている。

Ⅱ. 平成18年度に達成すべき 目標に関する実績

- 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号及び「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」（平成13年3月30日付厚生労働省発政第93号厚生労働事務次官依命通達）の規定に基づき、「平成17年度において社会保険庁が達成すべき目標について」（平成18年2月23日付厚生労働省発政第0223005号厚生労働大臣通達）（以下、「達成すべき目標という」）において示された各目標に対する取り組み状況について、とりまとめたものである。
- ※ 「6 その他の業務全般に関する事項（1）、（2）、（3）、（4）」については、社会保険庁が独自に定めた目標に関する取組である。
- ※ 「指標の推移（年度別）」中、「－」については、制度施行前等のため、数値が存在しないもの。

平成18年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。 【数値目標】適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合：4分の1以上

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	(参考) 事業計画
新規適用事業所数	厚生年金保険	事業所	51,475	60,649	58,265	66,087	80,059	前年度を上回る
	政府管掌健康保険	事業所	50,880	52,738	57,945	65,010	78,973	前年度を上回る
	船員保険	事業所	147	171	144	227	194	前年度を上回る
全喪事業所数	厚生年金保険	事業所	79,611	62,890	46,092	45,223	41,634	—
	政府管掌健康保険	事業所	75,537	58,985	43,915	43,789	40,790	—
	船員保険	事業所	372	293	218	240	205	—
適用事業所数 (年度末現在)	厚生年金保険	事業所	1,634,720	1,623,766	1,631,671	1,648,101	1,681,355	—
	政府管掌健康保険	事業所	1,496,270	1,488,205	1,498,226	1,515,290	1,548,534	—
	船員保険	事業所	6,611	6,460	6,347	6,292	6,237	—
巡回説明事業所数	事業所	37,178	32,428	48,765	53,129	28,961	43,616	
重点加入指導実施事業所数	事業所	—	—	3,513	4,013	6,786	5,612	

被保険者数 (資格取得分)	厚生年金保険	人	7,132,177	6,313,337	6,453,507	6,904,641	7,254,341	—
	政府管掌健康保険	人	4,327,146	4,399,549	4,529,561	4,703,201	4,930,497	—
	船員保険	人	25,606	23,113	25,210	28,745	25,735	—
被保険者数 (資格喪失分)	厚生年金保険	人	6,598,546	6,261,365	6,069,532	6,375,211	6,448,290	—
	政府管掌健康保険	人	4,637,648	4,370,698	4,401,356	4,478,890	4,555,635	—
	船員保険	人	30,022	26,524	26,228	29,119	26,848	—
被保険者数 (年度末現在)	厚生年金保険	人	32,144,195	32,120,748	32,491,043	33,021,689	33,794,056	—
	政府管掌健康保険	人	18,811,690	18,815,485	18,930,749	19,156,318	19,501,172	—
	船員保険	人	73,438	68,949	66,081	64,834	63,499	—
被扶養者数 (年度末現在)	政府管掌健康保険	人	17,068,778	16,706,702	16,685,610	16,493,297	16,437,136	—
	船員保険	人	124,930	116,197	108,705	103,105	97,657	—
定時決定時調査件数		事業所	671,798	498,922	392,027	355,420	255,475	—
調査官総合調査件数		事業所	329,570	307,570	329,464	376,818	388,322	—
資格関係事業所調査件数		事業所	—	—	—	496,954	460,916	—
賞与支払事業所数 (年度延数)	厚生年金保険	事業所	—	1,959,536	1,957,551	1,932,383	1,917,570	—
	政府管掌健康保険	事業所	—	1,678,038	1,671,868	1,645,961	1,627,092	—
	船員保険	事業所	—	4,254	4,199	4,099	4,131	—

※「資格関係事業所調査件数」は、「調査官総合調査件数」を含み、「定時決定時調査件数」を除いた数。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>【数値目標】適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合：4分の1以上</p>	<p>①未適用事業所の適用促進</p> <p>未適用事業所の把握及び適用の促進については、制度の適正な運営及び費用負担の公平性を図るため、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（基本通知）」（平成17年3月25日庁文発第0325004号）等の通知に基づき、以下のとおり実施した。</p> <p>また、平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した適用促進業務に係る市場化テストのモデル事業（未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務）について、平成18年度は104ヶ所の社会保険事務所に拡大して実施した。</p> <p>これらの取組と経済環境の改善により、新規適用事業所数、適用事業所数は昨年度に比べて増加した。</p> <p>ア 適用促進対象事業所の選定</p> <p>まず、法務局等で閲覧する商業登記申請書や法人登記申請書の情報、民間調査会社から購入した新規設立法人情報及び厚生年金保険と雇用保険の適用事業所に関するデータを突合した情報等を活用して、未適用事業所である可能性のある事業所をリストアップし、適用促進対象事業所として選定した。</p> <p>イ 適用勧奨</p> <p>これら適用促進事業所に対しては、電話、文書（勧奨状）、職員や社会保険労務士による巡回説明等により、適用勧奨に努めたところであり、①事業所への巡回説明、②呼出による加入指導（原則として5人以上の事業所）、③戸別訪問等による重点的な加入指導（原則として10人以上の事業所）を実施した。</p> <p>また、市場化テストの対象となった社会保険事務所においては、各受託事業者が適用促進対象事業所を把握して巡回説明等を実施した。</p>

・巡回説明事業所数：

〔民間委託分〕 53,129 事業所（17年度）→ 28,961 事業所（18年度）

〔職員等実施分〕 14,110 事業所（17年度）→ 14,794 事業所（18年度）

〔市場化テスト分〕 2,367 事業所（17年度）→ 25,440 事業所（18年度）

・呼出による加入指導：8,563 事業所（17年度）→ 8,657 事業所（18年度）

・戸別訪問等による重点的な加入指導：

4,013 事業所（17年度）→ 6,786 事業所（18年度）

その他、公共職業安定所より求人申込時の社会保険の加入状況にかかる情報提供に加え、他省庁との連携を強化し、地方運輸局等からの貨物自動車運送事業者や旅客自動車運送事業者の社会保険の加入状況にかかる情報提供を受け、未適用事業所の把握及び加入指導に努めた。

ウ 職権適用の状況

事業主の制度に対する理解不足等の影響から、加入勧奨にもかかわらず、適用されない事例が平成 18 年度も見受けられたことから、引き続き巡回説明及び戸別訪問等による適用加入勧奨及び加入指導により事業主の理解を求めるとともに、重点的な加入指導によっても加入手続を行わない事業所に対しては、立入検査等を行い職権適用を実施することとした。

・職権適用の実施数：11 事業所（17年度）→ 87 事業所（18年度）

エ 未適用事業所の状況

未適用事業所については、これまで雇用保険との突合結果リストの活用等により未適用の疑いのある事業所を把握し、文書指導や巡回説明等により存在そのものを調査確認してきたが、継続的に適用に結びつけるための管理・指導が適切に行われていなかった。

そのため、平成 16 年度から把握した個々の未適用事業所について、その後の適用状況を継続的に管理していくこととしている。

平成 18 年度中においては、新たに雇用保険との突合結果リストや法人登記申請書の閲覧等により 61,638 事業所を適用促進対象事業所として選定し、平成 18 年 3 月末現在で未適用事業所として把握していた 63,539 事業所と合わせた 125,177 事業所に対し、文書指導、巡回説明、呼出指導、戸別訪問指導及び職権適用等の結果、

- ・「適用に結びついた」事業所数は 8,459 事業所（適用した被保険者数 42,638 名）
- ・「既に適用済みであったことが判明」した事業所数は 6,062 事業所
- ・「適用対象外等事業所であることが判明」した事業所数は 24,339 事業所
- ・未適用事業所数は 86,140 事業所

として整理した。

また、市場化テストの対象となった社会保険事務所においては、各受託事業者が適用促進対象事業所として 44,607 事業所を選定し、これらの事業所のうち文書、電話勧奨等のうえ 25,440 事業所について巡回説明等を実施した結果、

- ・「適用に結びついた」事業所数は 2,424 事業所（適用した被保険者数 11,240 名）
- ・「既に適用済み等であったことが判明」した事業所数は 11,729 事業所
- ・未適用事業所数は 11,287 事業所

として整理した。

なお、これにより、新たに適用された被保険者数は、53,878 名であった。

平成 19 年 3 月末現在において、社会保険庁が未適用事業所として把握している事業所数は、97,427 事業所である。

今後とも、事業主の理解を求め、自主的な届出をしていただくことを基本としつつ、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業主に対しては、職権による適用を含めた厳しい姿勢で取り組むこととしている。

(注) 適用促進の手順

- i 未適用事業所の把握

- ii 文書による加入指導
- iii 巡回説明（民間委託等による適用促進の趣旨や保険制度の説明）
- iv 呼出による加入指導（原則として5人以上の事業所）
- v 戸別訪問等による重点的な加入指導（原則として10人以上の事業所）
- vi 立入検査等による職権適用（15人以上の事業所）

②適正届出の励行促進

適正届出の励行促進については、事業所調査の際の事業主に対する指導の実施、事業主を対象とした新規適用事業所説明会、算定基礎説明会などにおいて徹底を図るとともに、定時決定時の調査（船員保険においては、標準報酬実態調査での実施）及び各種広報媒体（チラシ・パンフレットの配布及び各種広報誌での説明）による制度の周知を図り、適正な届出の励行に努めた。

特に、事業主の利便性の向上及び負担の軽減を図る観点から、インターネットによる届出や電子媒体による届出を促進するとともに、適正な届出の励行に努めた。

しかしながら、制度に対する理解が得られない事業主より、適正な届出がなされていない事例が平成18年度も見受けられたことから、引き続き各種説明会の開催及び各種広報媒体による制度の周知を図ることにより適正な届出の励行に努めていくこととしている。

③事業所調査の実施

平成18年度において、社会保険調査官等が行う事業所調査に係る数値目標を、「適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合が、4分の1以上となること」と定め、過去の調査実績等から届出が適正に行われていないと判断される事業所や短時間就労者が多い事業所について、重点的に実施した。

その結果、より効果的な事業所調査を実施したことなどから、資格関係事業所調査件数は460,916ヶ所となり、適用事業所数（1,609,022ヶ所）の28.65%と調査件数は前年度に比較して減少したが目標を上回った。また、事業所調査により資格得喪関係や標準報酬

月額修正を行ったことにより、保険料の適正化を図った金額（効果額）は、健康保険で29億4千万円と前年度より下回ったものの、厚生年金保険で61億円となり、合計で前年度の実績を上回った。

なお、事業所調査により、新たに適用された被保険者数は、62,122名であった。

事業所調査による保険料適正化の効果額

（単位：百万円）

	事 項	平成17年度	平成18年度
健康保険	資格得喪関係	1,725	1,548
	標準報酬月額関係	1,339	1,395
	計	3,064	2,943
厚生年金保険	資格得喪関係	3,399	3,995
	標準報酬月額関係	1,991	2,104
	計	5,390	6,099
合 計		8,454	9,042

（注）事業所調査…適用事業所における被保険者の資格取得、喪失及び報酬等の届出状況等について、社会保険調査官が行う調査をいう。

社会保険調査官…健康保険、船員保険及び厚生年金保険の事業所調査を主に行う職員をいう。

※ 平成19年度からは、派遣労働者の適用の適正化として、都道府県労働局と連携し、請負労働者、派遣労働者、外国人労働者等に対する的確な調査を推進することとしている。

また、適用の適正化を強力に推進するため、被保険者等や関係機関からの情報提供などを重点的に選定した事業所調査を実施し、事業所調査の効果件数について、前年度を大幅に上まわる目標を設定し、これに基づく確実な取組を実施することとしている。

④全喪届の適正化

全喪事業所数については、平成 15 年度から全喪届を法令上位置づけるとともに、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務づけたことや平成 16 年 9 月には、全喪届に係る事務処理の適正化を図るため、全喪届の総点検を実施したことに加えて、平成 18 年 11 月からは、全喪届が提出された事業所について、地方社会保険事務局のホームページに掲載する等の取組により、昨年度に引き続き減少した。

- ・政府管掌健康保険：43,789 事業所（17 年度）→40,790 事業所（18 年度）
- ・厚生年金保険：45,223 事業所（17 年度）→41,634 事業所（18 年度）

⑤船員保険の適用の適正化

船員保険の適用の適正化については、「船員保険の適用の適正化について」（平成 16 年 12 月 8 日庁保発第 1208001 号）等の通知を発出し、実施している。

具体的には、地方運輸局等において、雇用契約公認審査の際に船員保険の適用を確認し、船員保険への加入が確認できない場合の通報、船員労務官からの通報及び船員法適用船舶所有者名簿等の閲覧により、適用対象船舶所有者等を把握し、適用指導の実施に努めた。

平成18年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。 【数値目標】届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数：前年度を下回る

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	(参考) 事業計画
各種届出の届出遅れに係る勧奨状送付件数（勧奨状の送付対象者数）		件	4,555,662	4,233,039	4,009,651	3,805,310	4,041,677	3,619,854
20歳到達者の適用率		%	100	100	100	100	100	100
届出による20歳到達者の適用数		人	603,650	646,259	657,256	608,720	584,689	—
20歳到達者の職権適用数		人	663,259	671,252	630,674	620,124	594,611	—
被保険者数 (国民年金第1号 及び第3号被保険 者数)	資格取得者数	人	7,320,298	7,236,868	6,796,138	6,576,974	6,730,570	—
	資格喪失者数	人	7,124,016	7,346,616	7,127,225	6,916,303	7,534,587	—
	年度末現在	人	33,603,769	33,494,021	33,162,957	32,825,823	32,019,496	—
	(うち第1号被保険者数)	人	22,367,916	22,399,900	22,169,521	21,903,485	21,230,496	—
	(うち第3号被保険者数)	人	11,235,853	11,094,121	10,993,436	10,922,338	10,789,000	—

※第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p> <p>【数値目標】届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る</p>	<p>被保険者種別変更の届書等に係る適正な届出及び早期提出の周知については、「国民年金事業の推進について（通知）」（平成6年3月31日庁文発第1411号）等の通知に基づき以下のような取組を実施した。</p> <p>① 政管健保・厚年の新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会などを活用し、種別変更届及び第三号被保険者に係る届出の周知について事業主の協力を求め、事業所向け広報誌の従業員への回覧や退職時のチラシ・パンフレットの配布などにより、第二号被保険者及び第三号被保険者への適正な届出及び早期提出の周知に努めた。</p> <p>② 公共職業安定所との連携により、雇用保険受給者説明会における種別変更の届出周知や届出用紙の配付等を行った。</p> <p>③ 国民年金事務指導員による電話、戸別訪問等での届出励行や、国民年金委員を活用した地域住民への届出等の広報を行った。</p> <p>④ 第二号被保険者の資格を喪失した者及びその者に扶養されていた配偶者、並びに政管健保の被扶養者に該当しなくなった第三号被保険者に対し、2か月間経過しても種別変更の届出がない場合には届出勸奨状を送付し、勸奨を行ってもなお届出がされない場合には、職権で第一号被保険者として種別変更を行った。</p> <p>⑤ 企業等に就職したとして第一号被保険者の資格喪失の届出があった者について、一定期間（6ヶ月程度）を経過してもなお、企業等から第二号被保険者の届出がない場合、第一号被保険者の資格喪失の届出が適正であったか否かについて確認を促す通知を行い、適正な届出でないことが確認された際には資格喪失の取消を行った。</p>

しかしながら、届出漏れに係る勸奨状の送付対象者数については、前年度を上回る結果(3,805,310件(17年度) → 4,041,677件(18年度))となった。

これは、平成18年度中において、第二号被保険者から第一号被保険者に種別変更して、間もなくまた第二号被保険者に種別変更している被保険者に対する勸奨状が前年度より約30万件増加しており、転職や転業などで、一時的に第一号被保険者となったことに気付かず届出が遅れていること等が影響したものであると考えている。

このため、引き続き、上記の取組みを徹底し、適正な届出の促進等に努める。

(注) 国民年金事務指導員・・・国民年金被保険者の資格に関する届出手続等について、主に事業所や大学などを訪問して手続指導等を行う非常勤職員
国民年金委員・・・・・・地域住民に対する国民年金制度の周知や届出手続の相談等を行うために
社会保険庁長官が委嘱した民間協力者

平成18年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
年金手帳記号番号の調査が必要な者	対象者	/	S43.4.2生 ～S53.4.1生	—	—	—	—
			S21.4.2生 ～S26.4.1生	S26.4.2生 ～S28.4.1生	S28.4.2生 ～S35.4.1生	S35.4.2生 ～S43.4.1生	S43.4.2生 ～S52.4.1生
年金手帳記号番号の調査のための照会票の送付件数		件	3,343,119	666,317	1,667,352	1,630,971	1,580,627
照会票送付件数のうち、回答票を受付した件数（業務センター受付分）		件	1,685,857	348,590	662,733	580,024	502,638

※1 平成9年1月に基礎年金番号を通知した際、「現在加入している制度以外の公的年金に加入したことがある」又は「2つ以上の年金手帳をもらったことがある」に該当するかの照会に対し、「ある」と回答があった者。

※2 基礎年金番号で管理する記録と国民年金及び厚生年金保険の年金手帳記号番号で管理する記録を突合し、氏名・生年月日及び性別が一致した者。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<p>基礎年金番号による被保険者記録の管理については、「基礎年金番号の実施事務の取扱いについて」（平成8年10月18日庁文発3151号）等の通知に基づき実施しているところであり、平成18年度においては、以下の通り行った。</p> <p>①適正な届出の周知 事業主、被保険者等に対して広報誌、新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会等を活用し、適正な届出に関し、周知を行った。</p> <p>②基礎年金番号の適正な払い出し 基礎年金番号が二重に付番されたものについて調査を行い（平成18年10月実施；約2万2千件）、社会保険業務センター及び社会保険事務所で解消を行った。</p> <p>③複数の年金手帳記号番号の計画的整理 平成9年1月の基礎年金番号導入前は制度ごとに交付された複数の国民年金または厚生年金保険の年金手帳記号番号を有していたことから、社会保険業務センターにおいてこれらの加入記録を整理するため、基礎年金番号に年金手帳記号番号を登録している。（「過去記録の整理」） この過去記録の整理は、平成10年度から平成18年度まで計画的に実施しており、平成18年度においては昭和43年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者で、基礎年金番号で管理している氏名、生年月日及び性別の3項目が一致する年金手帳の記号番号を有しているものに対し、照会票を送付した。これらの者のうち、ハガキによって回答のあった者について、年金手帳の記号番号を基礎年金番号に登録し、年金手帳記号番号の整理を行った。</p>

なお、平成18年度末までにおける過去記録の整理の実施状況は以下のとおりとなっている。

照会票の送付数	1, 818万件	(うち、送達不能 85万件)
回答があった数	1, 253万件	(社会保険業務センター及び社会保険 事務所における受付数の合計)

回答があった数のうち、

手帳記号番号を基礎年金番号に登録した数	927万件
他に年金手帳記号番号がなかったもの	326万件

(注) これらの数については、平成19年5月に全数調査を行い算出したものである。

④被保険者への事前通知による記録整備の拡充

平成18年3月から社会保険業務センターに新たに専門チームを設置し、58歳到達者に対する年金個人情報提供を通じた本人による記録確認に基づき、年金加入記録の整備を推進した。

平成18年度に達成すべき目標	2. 保険料等収納事務に関する事項
	<p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○保険料収納率 厚生年金保険：98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 政府管掌健康保険：97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 船員保険：91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率 厚生年金保険：84%以上 政府管掌健康保険：85%以上 船員保険：57%以上</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	(参考) 事業計画
① 保険料収納額 (過年度分を含む)	厚生年金保険	億円	202,034	192,425	194,537	200,584	209,834	—
	政府管掌健康保険	億円	60,470	63,741	64,619	65,676	66,403	—
	船員保険	億円	666	682	652	639	621	—
② 抛出金収納額	児童手当抛出金	億円	1,352	1,329	1,319	1,334	1,358	—
③ 保険料調定額 (過年度分を含む)	厚生年金保険	億円	206,768	196,471	198,022	203,577	212,612	—
	政府管掌健康保険	億円	62,453	65,529	66,220	67,090	67,752	—
	船員保険	億円	732	749	711	694	670	—
④ 抛出金調定額	児童手当抛出金	億円	1,365	1,339	1,326	1,341	1,365	—
⑤ 保険料収納率 ①/③	厚生年金保険	%	97.7	97.9	98.2	98.5	98.7	98.5
	政府管掌健康保険	%	96.8	97.3	97.6	97.9	98.0	97.9
	船員保険	%	91	91.1	91.7	92.1	92.6	92.1
差押え事業所数 (16年度までは延べ事業所数)		事業所	20,474	17,630	17,223	13,631 (実事業所数)	15,613	—

口座振替事業所数	政管健保・厚生年金	事業所	1,410,048	1,401,511	1,411,667	1,433,607	1,466,658	—
	船員保険	事業所	4,232	4,159	4,110	4,116	4,129	—
口座振替実施率	厚生年金保険	%	83.8	83.6	84.3	84.2	84.0	84.0
	政府管掌健康保険	%	81.6	81.3	85.7	85.5	85.2	85.0
	船員保険	%	57.6	56.7	56.5	56.4	56.4	57.0

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○保険料収納率：</p> <p>厚生年金保険：98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>政府管掌健康保険：97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>船員保険：91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険：84%以上</p> <p>政府管掌健康保険：85%以上</p> <p>船員保険：57%以上</p>	<p>①口座振替の促進</p> <p>保険料の納入については、納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対し口座振替の促進に努めた。</p> <p>具体的には、新規適用時に、納期内納入の実施や口座振替の実施を促し、適用後においては、口座振替未実施の事業所に対し、口座振替納付用紙・口座振替勧奨状を送付するとともに、職員が電話や訪問により口座振替の実施についての勧奨を行い、口座振替事業所の増加に努めた。その結果、口座振替実施事業所数は、政府管掌健康保険・厚生年金で前年度の実績を上回り（1,433,607事業所（17年度）→1,466,658事業所（18年度））、口座振替実施率は、政府管掌健康保険においては、85.2%で目標（85.0%）を上回り、厚生年金保険においても、84.0%で目標（84.0%）を達成した。船員保険においては、口座振替実施事業所数は増加している（4,116事業所（17年度）→4,129事業所（18年度））が、口座振替実施率は、56.4%で目標の数値（57.0%）をわずかに下回った。</p> <p>なお、口座振替を実施していない事業所は、滞納事業所、現金決済主義の事業所、公的機関であり、現在の口座振替実施率は、口座振替が可能な事業所の相当程度が実施しているものと見込まれる。</p> <p>（注）口座振替実施率・・・口座振替実施事業所数／適用事業所数</p> <p>②納期内納入の促進のための広報</p> <p>納期内納入については、広報誌等の活用や納期内納入についての依頼文書を納入告知書を送付する際に同封するなど、効率的・効果的な広報に努めた。</p>

③滞納事業所への督促及び滞納処分

また、滞納する事業主に対する納付の督促及び滞納処分については、滞納処分実施要綱や滞納処分マニュアルの活用により、保険料滞納の発生防止のための納付督促を行うとともに、滞納処分の早期着手等により、保険料収入の確保に努めた。

具体的には、新規に口座振替が不能となった事業所については、保険料滞納の発生防止のために、速やかに電話等納入督促を実施し、納入告知書を再送付するなど新規滞納事業所を増加させないよう努めた。

指定期限までに納入がない新規滞納事業所に対しては、電話、事業所への訪問、社会保険事務所への呼出により、事業主と面談し、未納保険料の収納に努めるとともに、納入が遅れる場合は納付計画を提出させ納入の確約をとるなど保険料の確実な収納に努めた。

- ・ 滞納事業所数：105,545 事業所（17年度）→ 108,070 事業所（18年度）

（注）各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部が未納となっている事業所数を機械的に集計したもの。

さらに、納付計画不履行となった事業所や長期・大口滞納事業所について、取引金融機関や関係官公署における預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知を発出するなどの納付督促に努め、進展がない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めた。

- ・ 差押え実施事業所数：13,631 事業所（17年度）→ 15,613 事業所（18年度）

④保険料収納率

このような取組により、平成18年度の保険料収納率は、前年度を上回った。

厚生年金保険の保険料収納率については、当該年度分99.67%、過年度分20.44%となっておりそれぞれは前年度を下回ったものの、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、98.69%（対前年度比0.16%増）と目標の前年度の実績を上回った。

政府管掌健康保険の保険料収納率については、当該年度分99.46%、過年度分21.02%となっておりそれぞれは前年度を下回ったものの、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、98.01%（対前年度比0.12%増）と目標の前年度の実績を上回った。

また、船員保険の保険料収納率については、当該年度分98.83%、過年度分14.90%及び当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、92.63%（対前年度比0.58%増）と目標の前年度の実績を上回った。

平成18年度に達成すべき目標	2. 保険料等収納事務に関する事項
	<p>(2) 国民年金保険料について、納付督促、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率（過年度分を含めた納付率）の向上を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、 ・平成18年度分保険料の現年度に納付された納付率：74.5% ・平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率：68.7% ・口座振替実施率：42%

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	(参考) 事業計画
保険料納付対象月数（当該年度分）①		万月	21,712	21,276	20,613	19,060	18,701	—
保険料納付月数（当該年度分）②		万月	13,627	13,492	13,111	12,793	12,396	—
保険料納付率（当該年度分）②/① ※		%	62.8	63.4	63.6	67.1	66.3	74.5
口座振替実施率		%	35.2	35.1	37.0	40.2	40.2	42.0
電話納付督促件数（延べ数）		万件	330	510	649	823	545	581
戸別訪問件数（延べ数）		万件	730	961	1,341	1,774	1,627	1,574
催告状発行件数（延べ数）		万件	2,792	3,824	4,021	3,418	1,863	2,073
最終催告状発送件数		件	—	9,654	31,497	172,440	310,551	35万件以上
督促状送付件数		件	—	394	3,637	36,398	100,890	—
コンビニ収納件数		万件	—	—	347	589	749	—
免除者数 （各年度末現在）	法定免除	人	1,027,786	1,062,445	1,092,863	1,126,166	1,135,369	—
	申請全額免除	人	1,436,907	1,649,462	1,761,775	2,155,879	2,069,460	—
	申請3/4免除	人	—	—	—	—	263,731	—
	申請半額免除	人	343,953	378,447	414,310	532,984	212,568	—

	申請1/4免除	人	—	—	—	—	79,255	—
	合計	人	2,808,646	3,090,354	3,268,948	3,815,029	3,760,383	—
	学生納付特例者数（各年度末現在）	人	1,537,406	1,675,788	1,727,564	1,760,373	1,702,861	—
	若年者納付猶予者数（年度末現在）	人	—	—	—	340,525	373,156	—
	追納件数（各年度末現在）	件	310,616	405,600	565,125	580,160	615,003	—

※「保険料納付率（当該年度分）」とは、当該年度に納付すべき月数（納付対象月数）のうち、当該年度中（翌年度4月末まで）に納付された月数（納付月数）の割合である。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）																				
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(2) 国民年金保険料について、納付督促、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率（過年度分を含めた納付率）の向上を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度分保険料の現年度に納付された納付率：74.5% ・平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率：68.7% ・口座振替実施率：42% 	<p>国民年金保険料の確実な収納を図るため、社会保険事務所毎に地域特性や未納者特性に応じた納付督促を実施するため「国民年金保険料収納にかかる行動計画（アクションプログラム）」を策定し取り組んでいるところである。</p> <p>平成18年度においては、納付率を構成する収納実績（分子）と免除等実績（分母）とをそれぞれ評価することとし、未納者の属性を把握し、納付対象者と免除等対象者の両面で、それぞれの属性内の未納者を減らす取組を進めることとした。具体的には、市町村から提供された所得情報、未納期間、年齢及び督促事蹟等の属性により、強制徴収対象、納付督促対象及び免除等申請勧奨対象に区分し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にし、さらには、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定することにより行動計画を策定した。</p> <p>また、納付状況が向上している社会保険事務所の取組事例を積極的に全国展開する取組も実施した。</p> <p>①行動計画に基づく納付督促の着実な実施</p> <p>電話による納付督促、戸別訪問による納付督促、催告状の発行、集合徴収案内の発行の4つの基本的な納付督促手法、さらに所得情報を活用した免除・納付猶予の勧奨及び強制徴収の実施について、社会保険事務所ごとに月別の行動目標を定めた行動計画を策定し、徹底した進捗管理のもとに対策に取り組んだ。</p> <table border="1" data-bbox="875 1198 2000 1445"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度目標</th> <th>18年度実績</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話納付督促</td> <td>581万件</td> <td>545万件</td> <td>93.8%</td> </tr> <tr> <td>戸別訪問督促</td> <td>1,574万件</td> <td>1,627万件</td> <td>103.4%</td> </tr> <tr> <td>催告状</td> <td>2,073万件</td> <td>1,863万件</td> <td>89.9%</td> </tr> <tr> <td>集合徴収</td> <td>1,165万件</td> <td>1,143万件</td> <td>98.1%</td> </tr> </tbody> </table>		18年度目標	18年度実績	達成率	電話納付督促	581万件	545万件	93.8%	戸別訪問督促	1,574万件	1,627万件	103.4%	催告状	2,073万件	1,863万件	89.9%	集合徴収	1,165万件	1,143万件	98.1%
	18年度目標	18年度実績	達成率																		
電話納付督促	581万件	545万件	93.8%																		
戸別訪問督促	1,574万件	1,627万件	103.4%																		
催告状	2,073万件	1,863万件	89.9%																		
集合徴収	1,165万件	1,143万件	98.1%																		

取組状況としては、平成 18 年 5 月以降、免除等の不適正事案の事後処理や免除の承認処理方法を大幅に見直し事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことによる承認事務処理の遅延等により、多くの職員の労力を要したことから、督励活動は十分に実施できなかった。また、催告状や集合徴収については、送付対象者を未納者属性に応じて絞り込んで効率的・効果的に実施することとしたことなども含め、実施件数が減少している。

②納めやすい環境づくり

コンビニエンスストア、インターネットや携帯電話による保険料納付については、納付書の裏面や送付の際に同封するリーフレット等により周知を図ることにより、着実に実績を伸ばしている。

	17 年度実績	18 年度実績
コンビニエンスストア	589 万件 (940 万月)	749 万件 (1,158 万月)
インターネット・携帯電話	14 万件 (33 万月)	24 万件 (57 万月)

※ コンビニで収納した 1,158 万月は、全収納月の 9%を占める。

口座振替の推進については、資格取得時における口座振替の勧奨、口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、未納者に対する職員や国民年金推進員等による戸別訪問時での勧奨などにより、口座振替割引制度（月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも 1 か月早く納付する場合に一定の割引をする制度）の周知等により積極的な取組を実施した結果、口座振替実施率は前年と同率の 40.2%となり、目標（42%）には到達しなかった。口座振替の利用率を高めることは、確実に安定した収納の確保に寄与するばかりでなく、業務の効率化にも資することから、引き続きより一層の促進に努めていく。

③強制徴収の実施

市町村から提供された所得情報を活用し、保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者に対しては強制徴収に

よる厳格な対応を行うこととしている。平成 18 年度においては、最終催告状の発行を平成 17 年度の 17 万件から大幅に拡大し 310,551 人に対して発行した。また、平成 17 年度以前に最終催告状を発行した者も含めて、納付に応じない 121,113 人に督促状を発行し、11,910 人に対して差押えを執行した。(平成 19 年 3 月末現在)

強制徴収の取組は、着実に増加しており、収納月数についても比例して増加している。

④免除等制度の周知徹底

保険料を納めることが経済的に困難な被保険者については、免除等制度の利用により確実に年金受給権を確保することが重要であり、以下のような取組を実施した。

ア. 公共職業安定所との連携により、失業者に対する雇用保険受給者説明会等の機会を活用して、失業による免除制度に関する周知を実施した。

イ. 免除申請手続の簡素化を図ることとして、平成 18 年 7 月から全額申請免除及び若年者納付猶予の承認を受けている被保険者については、あらかじめ申請しておくことにより翌年度以降も所得要件を満たす場合には、毎年度申請を行わなくても承認を受けられる仕組みを実施した。

ウ. 平成 18 年 7 月から施行された多段階免除制度(全額免除又は半額免除以外に新たに 4 分の 1 免除及び 4 分の 3 免除を追加)について、納付書の送付時に同封するリーフレット等による周知を図った。

エ. 市町村からの所得情報を活用し、免除等基準に該当すると思われる未納者に対して免除等制度の周知並びに申請手続の勧奨を実施した。

しかしながら、免除等の不適正事案の事後処理に労力を要したことから、所得情報に基づき免除等基準に該当する方に対する免除等申請手続の勧奨が十分に実施できなかった。また、免除の承認処理方法を大幅に見直し、事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより承認事務処理に遅延が生じたこと等により、円滑な免除の承認事務が実施できなかった。

⑤ 保険料納付意識の徹底

平成 17 年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告時に保険料の支払いを証明する書類の添付が義務化されたことから、その証明書として「社会保険料控除証明書」を 11 月及び 2 月に発行し、1 年間の納付状況の提供を行うことにより保険料納付意識の徹底を図った。

⑥ 民間委託の活用

平成 17 年度に 5 箇所社会保険事務所を対象として開始した国民年金保険料収納業務に係る市場化テストのモデル事業について、平成 18 年度は新たに 7 月より 30 箇所の社会保険事務所を拡大して実施している。

なお、平成 17 年度に実施されたモデル事業に係る評価は納付月数の要求水準は概ね達成されたが、納付率の改善状況はいずれも低調であった。

〈参考〉平成 17 年度の実施結果（実施期間：平成 17 年 10 月から平成 18 年 9 月）

対象事務所	受託事業者	要求水準	実施結果		同一社会保険事務所内の他の社会保険事務所の達成率
			納付月数	要求水準に対する達成率	
弘前（青森）	（株）もしもしホットライン	570,953 月	601,566 月	105.36%	99.99%
足立（東京）	エー・シー・エス債権管理回収（株）	771,109 月	778,027 月	100.90%	103.05%
熱田（愛知）	エー・シー・エス債権管理回収（株）	436,291 月	444,545 月	101.89%	99.65%
平野（大阪）	エー・シー・エス債権管理回収（株）	314,565 月	304,535 月	96.81%	98.07%
宮崎（宮崎）	（株）もしもしホットライン	436,380 月	459,526 月	105.30%	99.43%

これらの対策を行った結果、平成18年度の国民年金保険料の現年度分納付率は66.3%となり、前年度から0.8ポイントのマイナスとなり、目標納付率(74.5%)は達成できなかった。また、過年度分となる平成16年度分保険料については最終的に68.2%となり、目標(68.7%)に0.5ポイント及ばなかった。

目標の達成に至らなかった要因としては、①免除等の不適正事案の事後処理に労力を要し、職員による納付督促が十分に実施できなかったこと、②免除承認処理の厳格な執行を図るため、9月から審査の徹底や事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより、承認処理により多くの労力を割くこととなったため、催告状の送付など督促の遅れにつながったこと、など取組が十分に行えなかったことによるものと考えている。

しかしながら、市町村から提供された所得情報等を活用した未納者属性毎の取組は着実に進んでいるところであり、特に強制徴収の取組は大きく実績を伸ばし、平成17年度分保険料においては平成14年度以降初めて納付率で70%を超えたところである。

いずれにしても、平成18年度においては数値目標をいずれも達成していない状況であり、納付率の向上に向けて、より一層の収納対策を強力に取り組んでまいりたい。

<参考>過年度分(16・17年度分)の納付率

	16年度末	17年度末	18年度末
平成16年度分 (対前年伸び)	63.6%	66.3% (+2.7%)	68.2% (+2.0%)
平成17年度分 (対前年伸び)	—	67.1%	70.7% (+3.6%)
※平成18年度分	—	—	66.3%

※平成18年度分は現年度納付率

平成18年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）</p> <p>政府管掌健康保険 内容点検 738円以上 外傷点検 511円以上</p> <p>船員保険 内容点検 1,049円以上 外傷点検 1,067円以上</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
医療給付費	政府管掌健康保険	億円	37,246	34,732	35,640	36,770	37,242
	船員保険	億円	239	219	210	211	204
医療費通知件数	政府管掌健康保険	件	17,357,178	1,377,951	22,170,781	22,335,657	28,109,378
	船員保険	件	74,264	19,863	74,516	65,325	64,781
レセプト内容点検件数 （過誤調整確定分）	政府管掌健康保険	件	907,482	904,650	1,083,791	1,222,405	1,409,318
	船員保険	件	4,878	4,882	3,895	4,901	4,914
レセプト点検効果額 （資格点検を除く）	政府管掌健康保険	百万円	25,030	24,237	23,719	24,300	25,518
	船員保険	百万円	180	188	141	134	169
被保険者1人当たり レセプト点検効果額	政府管掌健康保険全体	円	3,919	3,740	3,747	3,416	3,323
	内容点検効果額	円	659	678	738	806	877
	外傷点検効果額	円	656	607	511	464	435
	船員保険全体	円	10,589	11,186	9,687	9,570	10,437
	内容点検効果額	円	1,182	1,564	1,049	1,173	1,279
	外傷点検効果額	円	1,232	1,155	1,067	868	1,353

負傷原因照会件数		件	—	373,492	385,117	371,062	344,578
求償件数	政府管掌健康保険	件	158,090	167,926	146,672	136,164	125,975
	船員保険	件	784	762	599	619	721
求償決定額	政府管掌健康保険	円	10,329,307,810	9,519,098,753	8,068,586,780	7,440,237,334	6,929,294,495
	船員保険	円	72,992,731	72,132,304	62,127,170	45,077,547	55,275,397

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）</p> <p>政府管掌健康保険：</p> <p> 内容点検 738円以上</p> <p> 外傷点検 511円以上</p> <p>船員保険：</p> <p> 内容点検 1,049円以上</p> <p> 外傷点検 1,067円以上</p>	<p>レセプト点検調査の実施については、「診療報酬明細書等の点検調査について（通知）」（10年6月23日庁保発第11号）に基づき実施してきたが、平成15年の「レセプト情報管理システム」の導入及び、平成16年8月4日に同通知を改正し、保険医療機関単位に、3ヶ月程度の連続した複数月のレセプトを抽出して行う縦覧点検に重点を置いた内容点検及び外傷点検の強化を図るとともに、昨年8月からレセプト情報管理システムを改修し、傷病名によるレセプトの抽出を可能とするなど、点検の強化に努めた。</p> <p>①政府管掌健康保険のレセプト点検効果額</p> <p>ア 内容点検調査については、縦覧点検に重点を置くなどの点検手法を継続して行ってきたことなどの効果により、過誤調整を行った件数が増加しており、効果額においても平成18年度は877円となり数値目標を139円上回った。</p> <p>イ 一方、外傷点検については点検の強化を図ったものの、業務上や交通事故等による疾病が減少傾向にあることから、平成18年度の点検効果額は435円となり、目標数値を76円下回った。</p> <p>②船員保険のレセプト点検効果額</p> <p>船員保険については、レセプト情報管理システムは導入されていないため、手作業による抽出点検を行っているが、政府管掌健康保険と同様に「診療報酬明細書等の点検調査について（通知）」に基づき縦覧点検を中心とした内容点検及び外傷点検に努めた結果、内容点検については、平成18年度は1,279円となり、目標数値を230円上回り、外傷点検についても、平成18年度は1,353円となり、目標数値を286円上回った。</p> <p>③被保険者等に対する周知</p> <p>ア 被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を図るため、年2回、概ね全てのレセプトを対象として送付している医療費のお知らせに、医療費の額その他、工作中や通勤途上でのケガや仕事に起因する疾病は健康保険では治療できないことなど、適正な保険診療の受け方を記載している。</p>

イ 社会保険診療報酬支払基金における診療報酬明細書の審査により保険医療機関に支払われる医療費が減額された場合、被保険者等が窓口で支払う一部負担金においても過払いが発生する。この場合、保険医療機関に対して返還の申し出を行うことが出来ることから、一部負担金が一定以上減（増）額された場合には、減（増）額された医療費の額等について被保険者等にお知らせしている。

なお、関係書類の保存されている平成15年度から17年度中の対象の診療報酬明細書について実施の有無の確認を行ったところ、一部の社会保険事務局において本来被保険者等へ通知すべきものが全く通知されていない事態等が確認されたことから、通知がされていなかった被保険者等についてお詫びを行うとともに、あらためて通知を行った。

平成18年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数（サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る）</p> <p>傷病手当金：3週間以内 出産手当金：3週間以内 出産育児一時金：3週間以内 家族出産育児一時金：3週間以内 埋葬料（費）：3週間以内 家族埋葬料：3週間以内</p> <p>（※ 達成率100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く）</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
現金給付費	政府管掌健康保険	億円	4,652	4,894	5,187	5,321	5,516
	船員保険	億円	55	56	54	54	55
被保険者1人当たり支給日数 (傷病手当金)	政府管掌健康保険	日	1.48	1.38	1.37	1.41	1.42
	船員保険	日	6.12	6.26	6.24	6.19	6.44

給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率 (政府管掌健康保険)	傷病手当金	日	—	—	—	18.5	18.0
		%	—	—	—	85.6	92.4
	出産手当金	日	—	—	—	18.2	18.0
		%	—	—	—	87.6	90.3
	出産育児一時金	日	—	—	—	16.6	16.4
		%	—	—	—	94.2	96.9
	家族出産育児一時金	日	—	—	—	16.6	16.3
		%	—	—	—	94.4	96.9
	埋葬料(費)	日	—	—	—	18.2	17.9
		%	—	—	—	85.6	88.8
	家族埋葬料	日	—	—	—	17.5	17.2
		%	—	—	—	88.3	92.2
給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率 (船員保険)	傷病手当金 (業務上・業務外)	日	—	—	—	18.8	17.5
		%	—	—	—	80.3	91.3
	出産手当金	日	—	—	—	16.8	15.2
		%	—	—	—	85.7	82.4
	出産育児一時金	日	—	—	—	13.0	12.9
		%	—	—	—	100.0	93.3
	家族出産育児一時金	日	—	—	—	14.8	14.2
		%	—	—	—	96.6	97.4
	葬祭料 (業務上・業務外)	日	—	—	—	18.6	18.2
		%	—	—	—	82.9	87.7
	家族葬祭料	日	—	—	—	15.3	14.1
		%	—	—	—	91.1	96.3

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数（サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る）</p> <p>傷病手当金：3週間以内 出産手当金：3週間以内 出産育児一時金：3週間以内 家族出産育児一時金：3週間以内 埋葬料（費）：3週間以内 家族埋葬料：3週間以内</p> <p>（※ 達成率100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く）</p>	<p>①現金給付の適正化</p> <p>傷病手当金等の現金給付の適正化については、職員による書面審査、実地調査、負傷原因の調査等の強化を行い、また、保険給付審査医師、顧問弁護士等の専門家を活用することなどにより給付の適正化に努めた。</p> <p>また、事業主及び被保険者等にホームページ等により制度の周知徹底を図り、適正な届出を促すほか、職員研修の実施、業務処理マニュアルを活用し職員の資質向上に努め、給付の適正化に努めた。</p> <p>（注1）傷病手当金・・・健康保険の被保険者等が病気やけがの療養のため仕事を休み給料を受けられないなど、次の4つの条件を満たした時には、傷病手当金が支給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気、けがで療養中であること ・仕事につけないこと（労務不能） ・4日以上仕事を休むこと ・給与を受けられないこと <p>（注2）保険給付審査医師・・・傷病手当金等保険給付に関する医学的事項について審査を行うために委嘱された医師。</p> <p>②サービススタンダード（迅速な支給）</p> <p>平成17年度より、請求書を受け付けてから給付が決定され、支給決定通知書が請求者に届くまでの所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速化に取り組んでいる。</p> <p>達成率については、全般的にはほぼ90%以上となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきている。</p>

平成17年度と比較すると、大半の給付について平均所要日数及び達成率のいずれについても事務処理の改善がみられた。このことは、社会保険事務所の好取組事例を集約のうえ、情報を共有し、各事務所で改善のための取り組みを行っていることが効果を現したものと考えられる。

達成率が比較的低い給付項目については、書類不備等による請求者への返戻に日数を要していることが影響していることから、請求者に対する事前の周知・広報の充実等、不備返戻書類の発生防止のための対策を徹底させることにより、引き続き改善を図ることとしている。

【健康保険給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
傷病手当金	823,846件	18.0日	92.4%
出産手当金	127,986件	18.0日	90.3%
出産育児一時金	123,041件	16.4日	96.9%
家族出産育児一時金	256,750件	16.3日	96.9%
埋葬料(費)	35,614件	17.9日	88.8%
家族埋葬料	80,236件	17.2日	92.2%

【船員保険給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
傷病手当金	11,544件	17.5日	91.3%
出産手当金	17件	15.2日	82.4%
出産育児一時金	15件	12.9日	93.3%
家族出産育児一時金	975件	14.2日	97.4%
葬祭料	219件	18.2日	87.7%
家族葬祭料	705件	14.1日	96.3%

平成18年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	<p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数（サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る）</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内）</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内）</p> <p>障害基礎年金：3ヶ月以内</p> <p>障害厚生年金：3ヶ月半以内</p> <p>（※ 達成率100%は、障害年金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く）</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	(参考) 事業計画
年金給付費	厚生年金	億円	203,466	208,140	215,380	219,863	222,541	—
	基礎年金	億円	102,494	110,735	118,118	126,386	134,909	—
	国民年金	億円	23,819	22,293	20,888	19,527	18,149	—
	老齢福祉年金	億円	391	296	224	165	118	—
年金受給権者数	厚生年金保険	件	21,979,649	23,147,746	24,232,672	25,109,878	26,155,333	—
	国民年金	件	21,652,589	22,543,518	23,431,323	24,393,056	25,419,830	—
	船員保険（新法）	件	1,983	2,027	2,067	2,127	2,172	—

新規裁定件数	厚生年金保険	件	1,593,893	1,709,963	1,669,807	1,503,277	1,673,250	—
	国民年金	件	563,902	535,287	501,317	498,186	475,151	—
	船員保険(新法)	件	72	67	73	85	82	—
年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率	老齢基礎年金	日	—	—	—	31.4	40.9(31.2)	—
		%	—	—	—	98.7	94.7(61.0)	—
	老齢厚生年金	日	—	—	—	33.4	41.1(32.0)	—
		%	—	—	—	98.3	93.2(59.1)	—
	遺族基礎年金	日	—	—	—	36.7	46.0(35.8)	—
		%	—	—	—	93.7	88.7(42.9)	—
	遺族厚生年金	日	—	—	—	32.1	42.5(29.9)	—
		%	—	—	—	97.7	90.0(69.1)	—
	障害基礎年金	日	—	—	—	61.9	62.3(—)	—
		%	—	—	—	94.0	89.8(—)	—
	障害厚生年金	日	—	—	—	92.7	91.4(—)	—
		%	—	—	—	73.5	75.7(—)	—
年金受給者あてパンフレット送付数 (新規裁定者送付分)	部	2,060,040	2,152,893	2,076,059	1,901,587	2,048,781	—	
新規受給者説明会開催回数	回	3,065	3,173	3,110	3,444	2,926	3,415	
新規受給者説明会参加者数	人	329,652	315,600	299,552	272,112	227,895	—	

※18年度の()内の数字は、加入状況の再確認を要しない場合の平均所要日数及び目標達成率であり、18年度から別途集計を行っているものである。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数（サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る）</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内）</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内）</p> <p>障害基礎年金：3ヶ月以内</p> <p>障害厚生年金：3ヶ月半以内</p> <p>（※ 達成率100%は、障害年金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く）</p>	<p>①年金の適正給付</p> <p>年金の適正な決定・給付については、年金の裁定請求書受付時において、添付書類などの書類審査を行い、裁定請求書に記載された職歴及び添付された他制度の被保険者記録と当庁が保有している被保険者記録とを突合するなど、被保険者記録を的確に確認し、添付された資料及び証明書に基づき、加給年金又は加算額対象者の審査を行った。</p> <p>受付後、裁定までの間において、障害給付にあつては、添付された診断書等に基づき、障害等級の認定を行い、また、遺族給付にあつては、生計維持や婚姻関係等の受給資格要件について必要に応じて実地調査するなど、年金の裁定を適正かつ遅滞なく行うように努めた。</p> <p>また、年金の裁定後も、就労による年金の支給停止、他年金や失業給付等との併給調整、現況届による生存確認及び「老齢厚生年金受給者の現況届を活用した適用の適正化及び年金給付の適正化について」（平成15年10月14日庁文発第1014003号）に基づき現況届を活用した就労実態の把握・届出の励行などを実施し、年金の給付を適正かつ遅滞なく行うように努めた。</p> <p>②年金給付誤りの防止</p> <p>社会保険庁においては、平成17年4月に公表した年金給付システムの総点検の結果を受けて、再発防止策の一環として、同年6月に社会保険業務センター内に「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を設置し、現場での疑わしい事例や受給者の方からの問い合わせを組織的に集め、速やかに対応し公表することとした。</p> <p>これにより、平成18年度においては、17事案の年金給付誤りを早期に発見し、公表したほか、各定期支払時には支払額の妥当性等について監視、点検を行い、事前に事務処理誤り等による年金給付誤りを防止した。</p>

③サービススタンダード（迅速な支給）

平成 17 年度より、請求書を受け付けてから年金が裁定され、年金証書が請求者に届くまでの所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速化に取り組んでいる。

平成 18 年度からは、加入状況を再確認する場合としない場合に分けて、平均所要日数及び達成率を集計しているところである。

加入状況の再確認を要するもの（2 か月以内（注））の達成率については、障害厚生年金を除き、全般的に 88%以上となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきている。

加入状況の再確認を要しないもの（1 か月以内）の達成率については、40%台から 70%弱であり、改善の必要性が高い。

平成 17 年度と比較すると達成率が低下しているが、裁定件数の増加や事務処理集約化等への移行に係る過渡的な影響が要因と考えられる。

達成率が低い給付項目や社会保険事務所については、個別にその原因を把握し、分析したうえで、その対策を徹底させることにより、達成率等の改善を図ることとしている。

【年金給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数		達成率	
		加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの	加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの
老齢基礎年金	152,191 件	40.9 日	31.2 日	94.7%	61.0%
老齢厚生年金	1,382,440 件	41.1 日	32.0 日	93.2%	59.1%
遺族基礎年金	3,792 件	46.0 日	35.8 日	88.7%	42.9%
遺族厚生年金	254,243 件	42.5 日	29.9 日	90.0%	69.1%
障害基礎年金	51,186 件	62.3 日	—	89.8%	—
障害厚生年金	22,038 件	91.4 日	—	75.7%	—

（注）障害基礎年金は 3 か月以内、障害厚生年金は 3 か月半以内

平成18年度に達成すべき目標	4. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項
	<p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○健診実施割合： 政府管掌健康保険：32%以上（40歳以上の被保険者） 船員保険：38%以上（40歳以上の被保険者）</p> <p>○事後指導：実施割合が32%以上で、かつ、実施者数が前年度の実績を上回る</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	(参考) 事業計画
健診実施者数	政府管掌健康保険	人	3,231,045 (-)	3,137,157 (2,609,248)	3,479,084 (2,884,760)	3,686,003 (3,039,963)	3,267,977	3,372,800
	船員保険	人	19,979 (-)	19,987 (16,488)	19,051 (15,728)	18,623 (15,493)	15,254	15,700
事後指導実施者数 (政府管掌健康保険)		人	448,031	450,654	501,900	581,625	653,864	573,994
健診実施割合	政府管掌健康保険	%	30.6 (-)	30.2 (25.2)	33.4 (27.7)	35.5 (29.3)	31.2	32%以上
	船員保険	%	37.8 (-)	40.5 (33.4)	41.7 (34.5)	43.0 (35.8)	36.9	38%以上
事後指導実施割合		%	32.1	33.3	32.9	35.3	36.0	32%以上

注1) 健診実施者数及び健診実施割合は、平成14年度から17年度までは35歳以上、平成18年度より40歳以上の健診実施者の数としている。

注2) 健診実施者数の平成15年から17年の()内の数字は、40歳以上の健診実施者の数を見込んだものである。

注3) 事後指導実施割合は、健診の結果、指導区分が2(数値異常)及び3(要経過観察)と判定された者の数に対する事後指導実施者数の割合である。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○健診実施割合： 政府管掌健康保険：32%以上（40歳以上の被保険者） 船員保険：38%以上（40歳以上の被保険者）</p> <p>○事後指導：実施割合が32%以上で、かつ、実施者数が前年度の実績を上回る</p>	<p>政管健保及び船員保険の被保険者等の健康の保持増進等を図るため実施する生活習慣病予防健診事業にあつては、平成17年3月29日庁保発第0329004号等の通知に基づき実施しており、平成18年度においては以下のとおり実施した。</p> <p>① 受診勧奨、健診実施割合の向上</p> <p>一般健診については、平成18年度において、それまで40歳未満健診を含めて受診率を設定していたところを見直し、40歳以上の被保険者の受診率の向上に資する、受診勧奨を実施するよう事業計画を改めたところである。</p> <p>政府管掌健康保険については、健診実施割合の数値目標である32%以上には至らなかったが、平成18年度で31.2%となり、平成17年度に比べ1.9%程度の伸びを示し（※平成17年度実績29.3%→平成18年度実績31.2%）、受診者数においても228,014人の増加を示す結果となった（※平成17年度実績見込3,039,963人→平成18年度実績3,267,977人）。</p> <p>これは平成16年度から平成17年度の実施人数伸び率と比し、約1.5倍の伸び率を示したものである。（※平成16年度実績見込2,884,760人→平成17年度実績見込3,039,963人、実施人数は155,203人の増加）</p> <p>船員保険については健診実施割合の数値目標である38%には至らなかったが、平成18年度36.9%（平成17年度35.8%）と40歳以上の健診実施率として1.1%伸びを示している。</p> <p>② 健診実施機関の増大等</p> <p>健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成18年度以降において、全国で新たに180医療機関を健診実施機関として指定（1,835機関（平成17年度末）→2,015機関（平成19年4月1日現在））するとともに、被保険者が受診する健診実施機関で適切な健診が行われるよう、健診実施機関の監査・指導の実施に努めた。</p>

③ 事後指導の充実

健診をより効果的なものにするためには、健診結果に基づく生活改善指導を行うことが必要であることから、保健師による電話、文書、事業所訪問等の手段による事後指導の充実に努め、事後指導実施割合は36.0%と数値目標を上回った。事後指導実施者数についても対前年度に比べ72,239人の増となった。

※ なお、平成20年度から保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象として、「メタボリックシンドローム（糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病のリスクが重なって存在する状態である内臓脂肪症候群）」に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられたことから、今後、健診について一層の充実を図る必要がある。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	<p>年金福祉施設等については、「年金福祉施設の見直しについて（合意）」（平成16年3月10日与党年金制度改革協議会）等を踏まえ、年金制度の厳しい財政状況及び福祉施設を取り巻く社会環境や国民のニーズの変化等に鑑み、今後は保険料を投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、年金福祉施設等を廃止・譲渡することとし、そのために必要な業務を行った。</p> <p>①年金福祉施設等の廃止・譲渡</p> <p>具体的には、平成17年10月に設立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下『RFO』という。）」において、施設の廃止・譲渡を平成22年9月末までに進めることとしており、14施設の追加出資を行った。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RFO落札実績（平成18年度） <ul style="list-style-type: none"> 落札物件数 81 落札金額 28,650百万円 ・発足以来落札実績(累積：平成17年10月1日～平成19年3月31日) <ul style="list-style-type: none"> 落札物件数 90 落札金額 34,956百万円 <p>また、終身利用型老人ホームについては、RFO法案の国会審議の際、衆議院厚生労働委員会における「終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ること。」との附帯決議を踏まえて、売却方法等についての検討を行った。</p> <p>②厚生年金病院・社会保険病院の見直し</p> <p>厚生年金病院については、RFO法案の国会審議の際、衆議院厚生労働委員会における「地域の医療体制を損なうことのないよう、十分に検証した上で策定すること。」との附帯決議を踏まえ、また、社会保険病院についても、厚生年金病院と平仄を合わせ、整理合理化計画について検討を行った。</p>

平成18年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。 【数値目標】 生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の25%以上

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	(参考) 事業計画
ホームページアクセス数	件	22,530,412	39,229,035	53,921,866	60,932,277	80,863,688	5,700万件
生徒を対象とした年金セミナー実施校数	校 (延べ数)	3,017	3,170	3,616	4,722	5,262	—
生徒を対象とした年金セミナー実施率	%	18.1	19.1	21.9	28.7	32.1	25

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <p>生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の25%以上</p>	<p>①年金広報の実施</p> <p>ア ねんきん月間（11月）及び年度末（2月）において集中広報（新聞等の複数のメディアを活用して行う広報）を実施するとともに、今後の集中広報をより効果的・効率的に実施するために、効果測定（①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果を把握）を実施した。</p> <p>イ 全国統一の広報物として平成17年度に作成した「総合パンフレット」（国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説）と、「目的別チラシ」（被保険者の個々の関心事項に対して解説）を改訂し、戸別訪問時における制度説明や市町村窓口等への備え付けによる広報を実施した。</p> <p>②社会保険庁ホームページの充実</p> <p>社会保険庁ホームページ（http://www.sia.go.jp/）は、平成18年度には年間8千万件のアクセス数に達する重要な広報媒体となった。平成18年度は各種の情報提供を充実するとともに、年金制度をわかりやすく解説した動画番組の配信、社会保険制度について、子供向けにわかりやすく解説した「キッズページ」、社会保険委員のホームページを開始した。</p> <p>③国民向けに社会保険大学校のテキスト（教材）を社会保険庁ホームページへ掲載。</p>

④年金教育（年金セミナー）の拡充

ア 中学生・高校生を対象とした年金セミナーの拡充を図るため、各社会保険事務局に設置した年金教育推進協議会を活用し、各都道府県教育委員会、県教育局、県総務部学事課及び市町村教育委員会との連携を推進するとともに、年金教育用副読本の改訂等を行い年金教育の拡充を図った。

【年金セミナー実施率】

（平成17年度）	（平成18年度）
28.7%	32.1%

イ 平成18年4月に文部科学省を通じて大学等に協力依頼を行い、大学生に対する年金セミナーを実施した。（平成18年度は、大学等での年金セミナーを22大学で合計23回実施した。）

⑤公開講座の実施

年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するため、地方事務局主催の公開講座を29社会保険事務局において実施した。

⑥平成18年9月、政管健保の検認時に、適用事業所を經由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを送付した。

平成18年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	(参考) 事業計画
年金相談者数（来訪相談者数）	千人	7,826	8,587	8,347	7,444	8,001	—
インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	件	—	56,073	147,450	80,499	176,339	—
58歳到達者に対する被保険者記録の事前通知件数	件	—	102,175	1,224,815	1,770,941	2,142,556	2,117,000
年金見込額の提供件数	件	—	—	704,019	1,133,703	1,169,158	—
35歳到達者に対する被保険者記録等の通知件数	件	—	—	—	—	162,931	—
年金加入状況の通知件数	件	—	—	—	12,019,208	11,758,769	12,000,000
裁定請求書（ターンアラウンド方式）の事前送付件数	件	—	—	—	553,367	1,552,419	—

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）																								
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報提供の充実を図る。</p>	<p>《 相談体制の充実 》</p> <p>年金相談については、全国309カ所の「社会保険事務所」、全国55カ所（平成18年度末）の「年金相談センター」、全国23カ所の「年金電話相談センター」及び「社会保険業務センター中央年金相談室」において、来訪、電話、文書による年金相談を行っている。</p> <p style="text-align: center;">年金相談件数（平成18年度）</p> <table border="1" data-bbox="813 619 2069 1074"> <thead> <tr> <th></th> <th>来訪相談</th> <th>電話相談</th> <th>文書相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合 計</td> <td>8,000,500件</td> <td>7,807,229件</td> <td>108,367件</td> </tr> <tr> <td>社会保険事務所 (309カ所)</td> <td>6,863,551件</td> <td>3,115,405件</td> <td>72,979件</td> </tr> <tr> <td>年金相談センター (55カ所・18年度末)</td> <td>1,124,247件</td> <td>85,842件</td> <td>604件</td> </tr> <tr> <td>年金電話相談センター (23カ所)</td> <td>—</td> <td>3,038,098件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>社会保険業務センター 中央年金相談室(1カ所)</td> <td>12,702件</td> <td>1,567,884件</td> <td>34,784件</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、年金相談の充実を図るため、「緊急対応プログラム」及び「業務改革プログラム」に基づき、次の取り組みを実施した。</p>		来訪相談	電話相談	文書相談	合 計	8,000,500件	7,807,229件	108,367件	社会保険事務所 (309カ所)	6,863,551件	3,115,405件	72,979件	年金相談センター (55カ所・18年度末)	1,124,247件	85,842件	604件	年金電話相談センター (23カ所)	—	3,038,098件	—	社会保険業務センター 中央年金相談室(1カ所)	12,702件	1,567,884件	34,784件
	来訪相談	電話相談	文書相談																						
合 計	8,000,500件	7,807,229件	108,367件																						
社会保険事務所 (309カ所)	6,863,551件	3,115,405件	72,979件																						
年金相談センター (55カ所・18年度末)	1,124,247件	85,842件	604件																						
年金電話相談センター (23カ所)	—	3,038,098件	—																						
社会保険業務センター 中央年金相談室(1カ所)	12,702件	1,567,884件	34,784件																						

①相談時間の延長、休日相談等

ア 月曜日の相談時間の延長

平成 18 年度以降、第 2 月曜日は全ての社会保険事務所、その他の月曜日は主要な社会保険事務所において午後 7 時まで延長し、平成 18 年度は午後 5 時以降 39,993 人の来訪者があった。

イ 土曜日における年金相談

平成 18 年度は、オンラインの稼働スケジュールの都合により第 2 土曜日のみ社会保険事務所を開庁して年金相談を実施した。更に、ねんきん月間である 11 月に 3 回、年度末の 1 月～3 月には 2 回ずつ追加開庁し、72,629 人の来訪者があった。

ウ 年金相談の予約制の実施

年金相談の予約制の実施については、平成 18 年 9 月 22 日庁文発第 0922013 号により各社会保険事務所の実態に合わせ実施している。

エ ファクシミリによる年金相談

耳や発声が不自由なため、電話による年金相談が困難な方々に配慮した取り組みとして、ファクシミリによる年金相談を実施した。(平成 17 年 4 月より実施済)

オ 出張相談

社会保険事務所の配置状況や地域のニーズを考慮し、社会保険事務所が設置されていない市町村の庁舎や商工会館等に職員を派遣し、出張相談を実施した。

②年金相談センター

年金相談センターについては、東京都大田区に大森年金相談センターを 18 年 10 月に新設した。また、秋田、宇都宮、新橋、福井、甲府、京都、松山、宮崎及び鹿児島年金相談センターの 9 カ所を廃止するなど、地域ニーズに応じた設置の見直しを行い、平成 19 年 4 月現在、55 カ所となっている。

③ねんきんダイヤル

電話相談については、まず、「中央年金相談室」の電話相談ブースを平成17年8月から段階的に拡充し、平成17年10月に180席体制に拡充した。

併せて、平成17年10月31日から、「中央年金相談室」と全国23カ所の「年金電話相談センター」をネットワークで結び、全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施し、電話応答率において大幅な改善が図られた。（「中央年金相談室」16年度平均応答率 20.5%→「ねんきんダイヤル」平成18年度平均応答率 69.4%）

④年金見込額試算対象年齢の引下げ

インターネット、電話及び社会保険事務所等において年金見込額試算を行う対象年齢をこれまでの55歳以上から50歳以上に平成18年3月20日から引き下げた。

⑤年金相談業務の質の向上

年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談マニュアル」を平成17年10月に作成・配布した。平成18年度には、同マニュアルの改訂を行った。

また、全国一斉に年金相談担当者のレベル確認試験を行うとともに、年金相談担当者のレベル別研修を実施した。

⑥社会保険労務士等に対する年金相談研修の実施

民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士を対象とした研修を平成18年3月17日に実施した。

＜年金相談の特別強化体制＞

ご自身の年金記録に少しでも不安や疑問をお持ちになられた皆様には、ご自身の年金記録をご確認いただくとともに、ご疑問にお答えできるよう、平成18年8月21日から年金記録相談の特別強化体制をとっている。

年金記録相談の特別強化体制の状況

平成19年5月8日

1. 「照会申出書」受付状況

(1) 窓口受付・処理状況		件数 (8/21～3/30)	割合
年金相談窓口での記録確認		2,153,815	(100.0%)
窓口調査により確認済み		2,124,314	(98.6%)
	基礎年金番号に収録済み	1,841,332	(85.5%)
	他の年金手帳記号番号で記録あり	180,003	(8.4%)
	旧姓で記録あり	71,681	(3.3%)
	その他	31,298	(1.5%)
照会申出書(改めて調査の申出)受付		29,501	(1.4%)

(2) 郵送等受付

照会申出書受付(直接受付)	34,673
---------------	--------

※ インターネット等により事前に記録を確認した方で、直接窓口で照会申出書を提出した方

(3) 受付総合計

照会申出書受付(総合計)	64,174
--------------	--------

2. 処理状況

		3月30日までの累計
回答済		56,999
内訳	ご本人申立のとおり記録が確認できたもの	36,364
	ご本人申立の記録の一部が確認できたもの	3,197
	ご本人申立の記録が確認できなかったもの	17,438
照会中又は審査中		7,175

3. 本庁の年金記録審査チームで受付したもの

262件 (4月27日現在)

《 年金個人情報の提供の充実 》

①58歳到達者に対する年金加入記録及び年金見込額のお知らせ

平成15年度末より、58歳に到達した者に対して、「年金加入記録のお知らせ」を送付し、年金加入記録を事前に確認していただくことにより、年金裁定に要する期間を短縮できるように努めるとともに、年金見込額の提供を希望する方には、老齢基礎年金や老齢厚生年金の見込額を記載した「年金見込額のお知らせ」を送付している。

(平成18年4月～平成19年3月までの送付件数)

- ・年金加入記録のお知らせ 2,142,556件
- ・年金見込額のお知らせ 1,169,158件

②年金加入記録をあらかじめ記載した裁定請求書の事前送付

老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方について、平成17年10月より、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を、60歳又は65歳到達の3カ月前に送付している。

さらに、60歳以後に受給権が発生する方には、「裁定請求のご案内」を、受給資格が確認できない方には、「年金加入期間の確認のご案内」を、それぞれ60歳到達の3カ月前に送付している。

(平成18年4月～平成19年3月までの送付件数)

- ・裁定請求書(ターンアラウンド用) 1,552,419件
- ・裁定請求のご案内(はがき) 313,342件
- ・年金加入期間の確認のご案内(はがき) 285,158件

③インターネットを活用した年金個人情報の提供

平成18年3月より、年金見込額試算については、対象年齢を55歳以上から50歳以上に引き下げ、対象者の拡大を図るとともに、同じく平成18年3月より、インターネット

を活用したID・パスワード認証方式による年金加入記録の即時提供を実施するなど、年金個人情報の提供の充実を図っている。

(平成18年4月～平成19年3月)

- ・ホームページでの年金見込額試算受付件数 176,339件
 - 50歳～54歳 74,052件
 - 55歳以上 102,287件
- ・ID・パスワードの発行件数 228,291件

④ねんきん定期便の実施の一部前倒し(35歳通知)

保険料納付の実績や年金額の見込等を分かりやすく通知する「ねんきん定期便」実施の一部前倒しとして、平成19年3月から、35歳到達者を対象に年金加入記録の通知を開始した。

(平成19年3月)

- ・ねんきん定期便(35歳通知)の送付件数 162,931件

⑤社会保険料控除証明書及び年金加入状況の通知

所得税法の改正により、平成17年分の所得から、国民年金保険料に係る社会保険料控除の申告の際、保険料納付の証明書類の添付が義務付けられたことに伴い、平成17年度より「社会保険料控除証明書」を送付しているところであるが、あわせて当該証明書の裏面を活用し、前年1年間の年金加入状況を知っている。

(平成18年度の送付件数)

- ・年金加入状況の通知 11,758,769件

平成18年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
情報公開法に基づく開示請求の開示件数	件	431	1,003	2,717	4,044	8,022
レセプト開示件数	件	3,804	3,924	5,207	5,834	6,172
個人情報保護に関する研修の参加人数	人	—	—	—	28,352	29,540

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>	<p>①個人情報保護に関する取り組み</p> <p>個人情報保護のため、平成17年度に引き続き、端末操作に必要なカードによる厳重な管理、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等について適正に実施するとともに、育児休暇や病気療養休暇などを理由として研修が受けられない246人を除く29,540人の職員（非常勤職員を含む）を対象とした職員研修を行い個人情報保護の重要性の徹底に努めた。</p> <p>②個人情報保護法に基づく個人情報の開示</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づく、保有個人情報の開示請求への対応については、「行政機関個人情報保護法の施行に伴う個人情報の開示請求に係る取扱いについて」（平成17年3月31日庁保発第0331001号）及び「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領について」（平成17年3月31日庁保発第0331002号）により定められた取扱要領に基づき、適切かつ円滑な情報開示の実施に努めた。</p> <p>※行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求の状況</p> <p>604件（本庁 5件／地方社会保険事務局 599件）</p> <p>③レセプトの開示</p> <p>レセプトの開示にあたっては、平成17年4月1日から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行されたことに伴い、被保険者又は被扶養者から開示請求があった場合には、原則として開示することが義務となったことから、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領について」（平成17年3月31日庁保発第0331002号）において具体的な取扱いを定め、適正な業務に努めた。</p>

④情報公開制度

情報公開制度に的確に対応するため、職員に対する研修の実施や保有する文書の適正な管理を行うとともに、開示請求に対しても的確に対応するため、「情報公開事務処理要領」に基づき、適切かつ円滑な情報公開の実施に努めた。

※行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書開示請求の状況
8,022件（本庁 63件／地方社会保険事務局 7,959件）

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）																										
<p>6 業務全般に関する事項</p> <p>(1) 国民サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。 利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。 <p>【数値目標】</p> <p>「お客様満足度」調査による利用者満足度を向上するよう努める。</p> <table border="1" data-bbox="165 837 972 1133"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年7月</th> <th>18年1月</th> <th>18年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金相談窓口 (全体の満足度)</td> <td>89%</td> <td>87%</td> <td rowspan="2">前年同期以上、かつ、全ての事務所が前年同期の全国平均以上</td> </tr> <tr> <td>年金相談以外の窓口 (全体の満足度)</td> <td>83%</td> <td>82%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 数値はアンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合</p>		17年7月	18年1月	18年度目標	年金相談窓口 (全体の満足度)	89%	87%	前年同期以上、かつ、全ての事務所が前年同期の全国平均以上	年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	83%	82%	<p>①社会保険事務局へのサービス改善協議会の設置</p> <p>利用者等の意見を基に地域の実情に即したサービスの提供を図るため、地方社会保険事務局ごとに、学識経験者、マスコミ関係者、労働団体関係者、事業主、社会保険労務士等、サービス利用者及び保険料負担者の代表からなる「サービス改善協議会」を平成17年7月から設置しており、平成18年度はそれぞれ年3回程度公開により開催した。</p> <p>②定期的なお客様満足度アンケートの実施</p> <p>全国の社会保険事務所への来訪者を対象として、平成18年7月及び平成19年1月に「お客様満足度調査」を実施し、調査の集計結果については、社会保険庁ホームページに公表した。</p> <p>全体としての満足度については、5段階評価のうち「満足」及び「やや満足」の合計が、平成18年7月の調査では、年金相談窓口が89.1%、年金相談以外の窓口が84.2%であり、平成19年1月の調査では、年金相談窓口が89.4%、年金相談以外の窓口が87.0%であり、いずれも前年同期以上であった。</p> <p>また、平成18年7月、平成19年1月のいずれの調査においても、大半の事務所等について、前年同期の全国平均以上となっているが、全ての事務所等が目標を達成できるよう、事務所等毎にアンケート結果を自己分析するなど、引き続き改善を図ることとしている。</p> <table border="1" data-bbox="1057 1197 2027 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年7月</th> <th>18年1月</th> <th>18年7月</th> <th>19年1月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金相談窓口 (全体の満足度)</td> <td>89.1%</td> <td>87.0%</td> <td>89.1%</td> <td>89.4%</td> </tr> <tr> <td>年金相談以外の窓口 (全体の満足度)</td> <td>82.6%</td> <td>82.3%</td> <td>84.2%</td> <td>87.0%</td> </tr> </tbody> </table>		17年7月	18年1月	18年7月	19年1月	年金相談窓口 (全体の満足度)	89.1%	87.0%	89.1%	89.4%	年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	82.6%	82.3%	84.2%	87.0%
	17年7月	18年1月	18年度目標																								
年金相談窓口 (全体の満足度)	89%	87%	前年同期以上、かつ、全ての事務所が前年同期の全国平均以上																								
年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	83%	82%																									
	17年7月	18年1月	18年7月	19年1月																							
年金相談窓口 (全体の満足度)	89.1%	87.0%	89.1%	89.4%																							
年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	82.6%	82.3%	84.2%	87.0%																							

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>6 業務全般に関する事項</p> <p>(2) 予算執行の透明化</p> <p>予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。</p>	<p>①調達委員会、契約審査会、随意契約審査委員会等</p> <p>平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っているところであり、調達委員会については、平成19年3月までに55回開催した。</p> <p>また、平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表した。</p> <p>更に、平成18年1月に「調達案件進捗状況表」を策定し、各事務局において、契約事務手続の進捗管理の徹底を図っているところである。</p> <p>②調達コストの削減、競争入札の推進</p> <p>このような取組により、「調達コストについて、調達計画額の10%以上を削減する」という18年度の削減目標に対して、調達計画額の13%の削減（削減額：132億円）を達成したところであり、また、「100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合を60%以上とする」という目標についても、61%を達成したところである。</p>

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>6 業務全般に関する事項</p> <p>(3) 社会保険オンラインシステムの見直し 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。</p>	<p>社会保険オンラインシステムの見直しについては、平成18年3月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度までの5箇年の計画で進めている。</p> <p>平成18年度においては、以下の取組を実施したところである。</p> <p>① 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化再構築については、基本設計工程と詳細設計以降の工程を分割し、更に基本設計工程を5分割して一般競争入札により調達を実施し、基本設計書の作成を行った。</p> <p>② 社会保険事務所等で使用する端末機器のオープン化については、端末機器に係るプログラム開発を一般競争入札により調達を実施し、詳細設計工程までの開発を行っている。</p> <p>③ 市町村情報提供システムについては、ハードウェア等の更改・集約及びプログラム開発を一般競争入札により調達を実施し、詳細設計工程までの開発を行っている。</p> <p>④ 管理体制を担う人材を庁内で確保するため、スキル育成計画を作成し、業務研修の充実等を実施している。</p> <p>※ 社会保険オンラインシステムの見直しに要する経費については、オープンシステムの構築等に約1,150億円、過去に行ったソフトウェア開発分（いわゆる残債）の返済に約1,500億円見込んでいる。</p> <p>なお、刷新後はシステムの年間運用コストを約300億円削減できる見込みである。</p>

2. 目標達成に向けての取組状況

平成18年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成18年度）
<p>6 その他の業務全般に関する事項</p> <p>(4) 組織の改革</p> <p>社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。</p>	<p>①業務処理の標準化及び業務ノウハウの共有化</p> <p>申請書の審査、添付書類の確認等の業務については、これまで各地方社会保険事務局によって独自に処理されてきたことから、業務品質の標準化を図るため、平成18年10月から全国統一の「社会保険業務処理マニュアル」の運用を開始した。</p> <p>また、第一線職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等の情報を社会保険庁LAN等を活用して収集し、共有化を図る「社会保険庁業務ナレッジマネジメント」を平成19年3月から運用を開始した。</p> <p>②本庁と地方の広域人事異動の拡大</p> <p>平成17年度以降の人事異動において、本庁職員が出向する地方社会保険事務局数を38事務局（161人）から45事務局（141人）に拡大する一方、地方職員の本庁配置数を32人（23事務局）から120人（44事務局）に拡大した。（平成19年4月1日現在）</p> <p>③民間からの社会保険事務所長の採用</p> <p>民間企業における効率的な業務運営のノウハウや、マネジメント等の経験を有する者を社会保険事務所長に登用するため、公募を実施し、書類選考及び面接試験を経て、4名を社会保険事務所長候補者として平成19年2月1日付で採用し、19年4月1日付の人事異動において社会保険事務所長に配属した。</p> <p>④職員研修の充実</p> <p>平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施している。また、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、平成17年4月から研修体系及びカリキュラムの見直しを実施した。更に、平成18年2月に、外部有識者の参画による「社会保険研修向上研究会」を設置し、職員研修の見直し、充実を図るための検討を行い、平成18年8月28日には「年金新組織における研修のあり方について（中間報告）」をとりまとめた。</p>

⑤数値による事業管理の推進

平成17年度から引き続き、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進するため、社会保険庁LAN上の掲示板に主要な事業実績を定期的に掲載するとともに、その結果を部門毎に評価し、優秀な事務局・事務所に対して長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施し、平成18年9月には、前年度評価実績に基づく長官表彰を行った。

⑥内部改善提案制度

平成17年度から引き続き、第一線業務に携わる職員からのサービス向上や業務改善に向けた提案や各地域における工夫や成果を庁LANに自由に投稿させ、特に優秀な提案を行った職員に対する長官表彰を半期毎に行う「内部改善提案制度」を実施し、平成18年度上期分の表彰については、平成19年1月に実施した。

⑦監査部門の機能強化

- ア 主に社会保険事務所の監査を担当している地方社会保険監察官について、本庁併任とした上でブロック単位に集約するとともに、それまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監査を行う仕組みを導入した。(平成18年10月)
- イ 予告しない監査など緊張感のある監査を行うことを含め、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した監査実施方式への転換を行った。(18年9月)

⑧新人事評価制度の実施

職員の実績評価と能力評価を行い、評価結果を任用(人事配置、昇格等)や給与(勤勉手当、昇給)に反映させ、人材育成と業務改善を図る社会保険庁独自の新たな人事評価制度を設けた。

平成17年10月より、社会保険事務所の課長を含む一定職以上の職員を対象に、制度の本格実施に向けた試行を実施。

試行の結果を踏まえ、平成18年4月から、一定職以上の職員を対象とした本格実施及びその他職員を対象とした試行を実施し、平成18年9月に上期(4月～9月)評価を行い、平成19年3月に下期(10月～3月)評価を実施。

⑨法令遵守委員会

平成16年10月に法令遵守委員会を設けるとともに、職員からの法令違反通報窓口を設けたが、国民年金保険料の免除及び猶予に係る不適正な事務処理を踏まえ、実効性のある取組として、外部（職員以外の者）からの法令違反通報窓口の設置、本庁に置かれた法令遵守委員会の調査範囲の拡大、各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置等を実施した。

⑩人員配置の地域間格差の是正

人員配置の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置が業務量に応じた適切なものとなるよう、平成17年度から、段階的な配置見直しに着手したところであり、平成17年度においては132人、18年度においては170人の配置見直しを実施した。

⑪社会保険事務所の配置の見直し

管轄地域の人口が100万人を超える超大規模事務所の管轄地域のうち、3ヶ所（埼玉県越谷市、千葉県市川市、東京都青梅市）に新たな社会保険事務所を設置することとし、その振替えとして、東京23区のうち1区に2箇所配置されている事務所を統合して、3箇所の社会保険事務所を廃止することとしていた。

社会保険事務所新設の国会承認案件を、社会保険庁改革関連法案との一括審議として取扱ってきたが、同法案等が継続審議となったため、社会保険事務所の新設に係る準備作業は延期せざるを得ない状況となったが、廃止統合予定の社会保険事務所については、平成18年10月の廃止を予定として準備を進めてきたことから、新設に先行して、平成18年10月より実施した。

「事業実績報告」と「実績評価」について

厚生労働省

社会保険庁の事務の実施基準及び準則 (平成13年3月事務次官通達)

(中央省庁等改革基本法 第16条第6項)

〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

目標に対する実績の評価



目標設定
(2月)



実績報告



実績評価

社会保険庁

社会保険事業計画

運営評議会への
中間報告

実績報告

翌年度の計画
への反映

〇具体的な事業運営方針及び実施計画を策定 (3月)